

実施要領別紙一覧

別紙 1：登録申請書類

様式 1：新技術情報提供システム（NETIS）申請書

様式 2：技術情報入力事項

様式 3：技術詳細説明資料

様式 4：比較表

別紙 2－1：公共工事等における新技術活用システム NETIS 掲載情報の変更・更新申請書

別紙 2－2：公共工事等における新技術活用システム NETIS 登録抹消願

別紙 3：試行調査の調査内容

別紙 4－1：活用効果調査表（発注者用）

別紙 4－2：活用効果調査表（施工者用）

別紙 5－1：公共工事などにおける新技術活用システム試行申請書

別紙 5－2：公共工事などにおける新技術活用システム試行希望調書

別紙 6：新技術活用計画書・実施報告書

別紙 7：具体的評価方法

別紙 8：事前審査結果・事後評価結果の公表への異議申立書

別紙 9：事後評価結果に関する不服申請書

別紙 10：公共工事等における新技術活用システム推奨技術等の取り扱いに関する同意書

新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書

平成 年 月 日

受付地整等

国土交通省

地方整備局長（北海道開発局長）

殿

ふりがな

会社名

法人印

ふりがな

代表者氏名

公印

所在地

電話

「公共工事等における新技術活用システム」の実施規約に同意の上、下記のとおり申請します。
なお、本申請技術は、NETIS 登録技術とは同一技術でないことを誓約します。

記

1. 技術名称 ※1 :
（商標名） ※1 :

2. 担当窓口：氏名

会社名

所属

所在地

電話

FAX

E-mail

※1：技術名称は、その技術の内容及び特色が容易に理解できるものとしてください。
商標がある場合に記入してください。

様式2

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.600

メニュー	名称・分類等	概要	従来技術との比較	施工実績等	印刷プレビュー	ヘルプ	保存
------	--------	----	----------	-------	---------	-----	----

技術名称 ○○型鋼矢板
※タイトルが太字の項目は入力必須項目です。

副題 建設コスト削減に寄与する○○型鋼矢板

技術開発年 2010 (半角入力)例：1997 記入年月日 2010/01/28 (半角入力)例：1997/04/01

情報提供の範囲
☐ 国土交通省のみ ☒ 一般

分類・区分
レベル1から順に選択してください。(新技術が主に活用される分類を分類1に入力してください。)

分類1	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
仮設工		矢板工	矢板・H鋼打設工	
分類2	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
分類3	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
分類4	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
分類5	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

区分

キーワード
☐ 安全・安心 ☐ 環境 ☐ 情報化
☒ コスト削減・生産性の向上 ☒ 公共工事の品質確保・向上 ☐ 景観
☐ 伝統・歴史・文化 ☐ リサイクル
自由記入 (全角入力)

開発目標
☐ 省人化 ☒ 省力化 ☒ 経済性の向上
☐ 施工精度の向上 ☐ 耐久性の向上 ☐ 安全性の向上
☐ 作業環境の向上 ☐ 周辺環境への影響抑制 ☐ 地球環境への影響抑制
☒ 省資源・省エネルギー ☐ 品質の向上 ☐ リサイクル性向上
☐ その他 ()

開発体制
☐ 単独(産) ☐ 単独(官) ☐ 単独(学) ☐ 共同研究(産・官・学)
☐ 共同研究(産・産) ☒ 共同研究(産・官) ☐ 共同研究(産・学)

開発会社 ○○(株)、(株)△△
(共同開発の場合は、全て記入)(半角放り及び連続するスペースは入力できません。)

問合せ先 問合せ先(共同開発の場合のみ、その他に記入)

技術 | 営業 | その他 |

会社 ○○工務店(株)

担当部署 技術開発部

担当者 活用 太郎

郵便番号 〒 222 - 2222 (半角入力)

住所 東京都○○区○○

TEL 03-0000-00000 (半角入力 例：01-234-5678)

FAX 03-0000-00000

E-MAIL (半角入力)

(概要)

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.501

メニュー

名称・分類等

概要

従来技術との比較

施工実績等

印刷プレビュー

ヘルプ

保存

技術名称

〇〇型鋼矢板

※タイトルが 太字の項目は入力必須項目です。

検索結果に表示する技術の概要です。全角127文字以内で入力してください。

技術概要(アブストラクト)

(半角カタ 及び 連続するスペース は入力できません。)

本技術は、土留め、河川護岸、止水壁工事に用いる有効幅△△mmの〇〇型鋼矢板である。これらの工事においては従来、有効幅が400mmまたは600mmのU形鋼矢板を使用して対応してきた。本技術の活用により材料費・施工費の縮減や工期の短縮化をよめることができる。

NETISIに掲載する概要です。

概要

①～③は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章

(半角カタ 及び 連続するスペース は入力できません。)

全角で 1000文字まで

①何に対して何をする技術なのか?

・土留め、河川護岸、止水壁工事に用いる鋼矢板です。

②どこが新技術なのか?

・現行のU形鋼矢板(SP-II、SP-III、SP-IV)では400mmであった鋼矢板の有効幅を〇〇mmにした。

・鋼矢板の断面各部の寸法を改良し、鋼重あたりの断面性能を向上させた。

③公共工事のどこに適用できるのか?

・土留め、河川護岸、止水壁工事など鋼矢板を用いる工事全般にわたって適用できます。なお、リース会社に在庫保有されていないため転用材には適用ができません。

写真

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名

表タイトル

見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F	C
1							
2							
3							
4							
5							
6							

新規性及び期待される効果

①・②は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章

(半角カタ 及び 連続するスペース は入力できません。)

全角で 1000文字まで

①どこに新規性があるのか?従来技術と比較して何を改善したのか?

・鋼矢板の形状を△△形状とした。

・有効幅が〇〇mmとなり、有効幅△△mmのU形鋼矢板に比べ、1.5倍に拡張されている。

・U形鋼矢板に比べ、鋼重あたりの断面性能が向上している。

②期待される効果は?新技術活用のメリットは?

・材料費の縮減

断面寸法諸元の改良により鋼重あたりの断面性能が向上し、U形鋼矢板に比べ投影面積あたりの鋼重が7%～29%程度低減する。

・工期の短縮化、および施工費の縮減

U形鋼矢板に比べ、有効幅が1.5倍に拡張されているため同一施工延長に対する鋼矢板の使用枚数が、2/3に減少し、工期の短縮化や施工費の縮減が可能となる。パイプラインマシナリーでは約15～25%の施工費減。

・施工性および構造信頼性の向上

△△形状の採用により、U形鋼矢板に比べて長尺施工が可能です。また、継手の位置が壁体の外縁となるため、継手効率による断面性能の低減が不要です。

写真

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名

表タイトル

見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F	C
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

4

適用条件 ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

- ①自然条件
 - ・適用土質に関しては、現行のU形鋼矢板と同様である。
- ②現場条件
 - ・作業スペースは現行のU形鋼矢板の場合と同規模である。
 - ・パイプロインマ施工における使用機械は、U形鋼矢板での使用機械と、ほぼ同じである。なお、鋼矢板の把持チャックは〇〇型専用のチャックを用いる。
 - ・施工場所は陸上部、水面上部とも可能である。
 - ・適用長さもU形鋼矢板と同等以上と考えている。
- ③技術提供可能地域
 - ・技術提供地域については制限無し。
- ④関係法令集
 - ・鋼矢板の設置工事において、下記の関係法令等を遵守する。
 - 「騒音規制法」(法98)、「振動規制法」(法64)

適用範囲 ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

- ①適用可能な範囲
 - ・断面性能は、概ねU形鋼矢板のⅡ型およびⅢ型と同程度であり、これらの適用範囲が〇〇型鋼矢板の適用可能範囲である。
 - ②特に効果の高い適用範囲
 - ・形状特性から継手効率による断面剛性の低減を必要としないため、頭部にコーピングコンクリート等の拘束がなく継手効率による低減率が大きいU形鋼矢板壁の代替として適用する場合には特に建設コストの低減効果が大きい。
 - ③適用できない範囲
 - ・転用使用に関しては、リース材として保有されていないため、適用できない。
 - ④適用にあたり、関係する基準およびその引用元
適用基準等は下記の通りです。
 - 1.国土交通省大臣官庁技術調査課監修国土交通省土木工事積算基準
 - 2.(社)全国防災協会・災害復旧工事の設計要領
 - 3.国土交通省港湾局監修(社)日本港湾協会・港湾の施設の技術上の基準・同解説
- 留意事項

留意事項 ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

- ①設計時
 - ・〇〇型鋼矢板は、嵌合継手の位置が壁面の外縁に位置するため、設計時においてU形鋼矢板のように継手効率による低減を考慮する必要がない。
 - ・継手部の嵌合余裕を用いて、曲線施工等を計画する場合には、継手一カ所当たりの回転可能角度が、U形鋼矢板を用いた場合には±6°だが、〇〇型鋼矢板の場合には±4°になるので留意する。
- ②施工時
 - ・〇〇型鋼矢板の両側継手の形状が異なるため、U形鋼矢板のように天地を逆に使用することができないので、建込み時には鋼矢板の設置向きを誤ることがないように留意する。
 - ・パイプロインマでは、パイプロボ本体側は、現行機が適用できるが、〇〇型鋼矢板の形状に対応させた専用のチャックが必要となる。なお、土質条件や打ち込み長によっては能力の大きな機種を必要とする場合がある。
 - ・曲圧圧入引抜工法の場合には、〇〇型鋼矢板用の専用機が必要となる。
- ③維持管理等
 - ・維持管理に関しては、現行のU形鋼矢板と同じである。
- ④その他
 - ・U形鋼矢板の継手と嵌合保証されないため、連続して〇〇型を設置する場合には、接続用の異形鋼矢板が必要となる。

(従来技術との比較)

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.501

メニュー

名称・分類等

概要

従来技術との比較

施工実績等

印刷プレビュー

ヘルプ

保存

技術名称

〇〇型鋼矢板

※タイトルが 太字 の項目は入力必須項目です。

活用の効果

従来技術名

U形鋼矢板

比較の対象となる従来技術名を記入していただければ、以下の各項目を入力することはできません。

活用の効果の根拠

経済性及び工程は、「活用の効果の根拠」にて、新技術及び従来技術の内訳を記入してください。
算出された変化値により自動で選択されます。

変化値

15.03 %

材料費、施工費の低減

比較のポイント

21.4 %

作業効率の向上

経済性

向上

同程度

低下

工程

短縮

同程度

増加

品質

向上

同程度

低下

安全性

向上

同程度

低下

施工性

向上

同程度

低下

周辺環境への影響

向上

同程度

低下

技術の利点・利便性・課題解決への有効性 (全角127文字)

有効幅を大きくして、同一施工延長での使用枚数を減らした。

新技術のコストタイプ

コストタイプの選択

追加項目、技術のアピールポイント等

施工単価

文章 (半角カタカナ 及び 連続するA~Z は入力できません。) 全角で 1000文字まで

施工単価
・施工法を電動式パイプロハンマ単独工(本設工事)とした場合の施工単価とコスト削減率を表-11に示す。
・削減率は、U形鋼矢板(SP-II型×10m)の施工単価をベースとして〇〇型鋼矢板900(Ⅱ×10m)について算出した。
・〇〇型鋼矢板の施工費は〇〇協会編「〇〇型鋼矢板積算基準(暫定版)」によって算出した。また、U形鋼矢板の材料単価は、建設物価調査会編「建設物価△年△月号」より引用した。

登録技術の費用内訳書を、以下の表に記入してください。初期記入内容は入力参考例です。内容を確認後、表に入力してください。

表タイトル 表-1壁1mあたりの積算例(単位:千円)

見出し

列数

1

	A	B	C	D	E	F	G
1	工種	従来工法	〇〇型鋼矢板	削減率(%)	備考		
2	材料費	98.40	84.46	16.5			
3	施工費	15.26	12.14	20.4			
4	合計	113.66	15.0	15.0			
5							
6							
7							

なし

標準歩掛

暫定歩掛

協会歩掛

自社歩掛

施工方法

文章 (半角カタカナ 及び 連続するA~Z は入力できません。) 全角で 1000文字まで

・パイプロハンマ施工法に関しては、現行型鋼矢板と同様の施工方法が適用可能です。
・油圧式圧入引抜機は〇〇型鋼矢板用の専用機が必要となります。専用機は既に全国に普及しています。

写真

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名

表タイトル

見出し

列数

0

行数

0

	A	B	C	D	E	F	G
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

残された課題と今後の開発計画

①・②は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。

文章 (半角カタカナ 及び 連続するA~Z は入力できません。) 全角で 1000文字まで

・リース材として保有されていないため転用材としては適用できない。

(施工実績)

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.600

メニュー

名称・分類等

概要

従来技術との比較

施工実績等

印刷プレビュー

ヘルプ

保存

技術名称

〇〇型鋼矢板

※タイトルが太字の項目は入力必須項目です。

施工実績

実績件数(国土交通省(旧建設省、旧運輸省含む))

国土交通省 1 件

(半角入力)

現在入力している新技術に関するもの以外は入力しないで下さい。

実績追加

実績編集

実績削除

国土交通省における施工実績(20件まで)

工事名	事業種類	地方整備局名	事務所	施工開始	施工終了	CORINS 登録 No.
〇〇護岸工事	一般工事	本省		2009/01/01	2010/01/01	*****

実績件数(国土交通省(旧建設省、旧運輸省含む)以外)

その他公共機関 0 件

(半角入力)

民間 0 件

(半角入力)

現在入力している新技術に関するもの以外は入力しないで下さい。

実績追加

実績編集

実績削除

国土交通省以外における施工実績(20件まで)

工事名	発注者(種別)	発注者(事務所)	施工開始	施工終了	CORINS 登録 No.
-----	---------	----------	------	------	---------------

特許・実用新案

特許情報1

特許情報2

特許情報3

特許情報4

特許情報5

特許番号

※以降の項目は、「特許番号」に入力がある場合のみ入力可能

特許

☒ 有り

☐ 出願中

特許-通常実施権

☒ 有り

☐ 無し

特許-専用実施権

☐ 有り

☒ 無し

特許権者

〇〇〇〇

実施権者

△△△△

特許料等

実施形態

問合せ先

実用新案

☐ 有り

☒ 出願中

☐ 出願予定

☐ 無し

実用新案-通常実施権

☐ 有り

☐ 無し

実用新案-専用実施権

☐ 有り

☐ 無し

※有りの場合:特許番号

7

実験等実施状況

文章
（ 半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。） 全角で 1000文字まで

写真

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名

表タイトル

見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F	G
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

添付資料

文章
（ 半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。） 全角で 1000文字まで

参考文献

文章
（ 半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。） 全角で 1000文字まで

その他(写真及びタイトル)
画像ファイル名を選択して下さい。

その他の写真1

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名1

その他の写真2

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名2

その他の写真3

選択

クリア

写真タイトル

ファイル名3

注) その他1,2,3の画像は最後に表示されます。

写真や図などは、 GIF あるいは JPEG 形式の画像ファイルにしてください。
画像の横幅は最大でも 横800ピクセル(ドット) におさまるようにしてください。
画像ファイルの大きさは 185K バイト 以内になしてください。

9

[illegible][illegible]

比較表

この様式に記載された事項は新技術活用評価会議及び国土交通省職員の参考資料として使用されます(外部への公表は行いません)

(注) 従来技術との比較に加え、既存のNETIS登録技術との比較も行ってください。また必要に応じて評価項目を追加してください。

様式4

比較表

技術名：○○○工法

	新技術 ○○○工法	従来技術 ***工法	既存のNETIS登録技術 M建設式◇◆工法	既存のNETIS登録技術 △▲▽機工法	既存のNETIS登録技術 ○○○システム
工法概要					
概略図					
経価					
経済性					
経価					
工程・工期					
経価					
品質・出来型					
経価					
現場条件					
経価					
設計条件					
経価					
安全性					
経価					
施工性					
経価					
環境					
経価					
その他 (自由設定)					
経価					
その他 (自由設定)					
経価					

公共工事等における新技術活用システム
NETIS 掲載情報の変更・更新申請書

平成 年 月 日

国土交通省
____地方整備局長 / 北海道開発局長
殿

ふりがな
会社名

法人印

ふりがな
代表者氏名

公印

所在地

電話

NETIS 掲載情報の変更・更新について、下記のとおり申請します。

記

1. 技術名称 :

(商標名) :

NETIS 登録番号(既登録) :

2. 変更・更新内容 :

3. 担当窓口 : 氏名

会社名

所属

所在地

電話

FAX

4. 添付資料 :

公共工事等における新技術活用システム

NETIS 登録抹消願

平成 年 月 日

国土交通省

____地方整備局長 / 北海道開発局長
殿ふ り が な
会 社 名

法人印

ふ り が な
代表者氏名

公 印

所 在 地

電 話

「公共工事等における新技術活用システム」における NETIS（新技術情報提供システム）に登録済みの
下記技術について、登録を抹消されたく申請します。

記

1. 技 術 名 称 :

(商 標 名) :

2. NETIS 登録番号 :

3. 理 由 :

4. 問 合 せ 先 : 氏 名

住 所

会社名

所 属

電 話

F A X

E-mail

試行調査の調査内容

試行調査表

技術の名称	
開発会社名	
NETIS登録番号	
従来技術名称	

必要に応じて評価項目を追加してください。

評価項目			従来技術のコスト	申請技術のコスト	従来技術との比較	試行調査結果
大	中	小				
1. 経済性	イニシャルコスト					
	ランニングコスト					
	その他					
	トータルコスト					

評価項目			①現行基準値等	②申請技術について実証により確認した数値等	③従来技術との比較	試行調査結果
大	中	小				
2. 安全性	構造					
	施工段階					
3. 耐久性	物性					
	形状					
	機能					
4. 品質・出来形	材料					
	施工					
	完成物					
5. 施工性	合理化					
	現場条件					
	適用範囲					
	自然条件					
	施工管理					
	施工能力					
6. 環境	社会環境					
	作業環境					

活用効果調査表（発注者用）

①全ての調査項目について調査を行って下さい。

但し、記入者が評価に関係ないと判断した調査項目があれば「当該技術に関連しない項目である」にチェックして下さい。

その場合は、当該調査項目の評価は必要ありません。また、コメント欄にその理由を必ず記入して下さい。

大幅に劣る	劣る	同等	優れる	大幅に優れる
1	2	3	4	5

【ポイント】

活用した新技術が、従来技術に比べて「優れる」か、「同等」か、「劣る」かを判断してから、どの程度優れているのか、どの程

③調査項目の追加が必要な場合はその他(自由設定)欄に記載して下さい。

④調査項目毎に、「優れていた点」「劣っていた点」をチェックして下さい。（複数チェックすることも可能です。）
チェックを入れた場合はその補足説明をコメント欄に記入して下さい。また、チェックを入れなかった場合についても、その理由をコメント欄の記入して下さい。

⑤コメント欄には、効果調査の理由を必ず記入して下さい。また、当該技術を活用及び活用検討する上での留意事項等を記入して下さい。

事務所名		発注課	
記入者氏名		連絡先(TEL)	
新技術名称		NETI番号	
比較する従来技術			
工事名			
調 査 項 目		調 査 の 視 点	
経済性	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 【コメント】	優れていた点 ☒ : 機械経費・製品単価・補助材料費が減少したため ☒ : 作業人員が減少したため ☒ : 仮設費が減少したため ☒ : 施工日数が短縮したため ☒ : 施工量が想定数量より多かったため ☒ : 維持管理費の減少が見込まれるため	劣っていた点 ☒ : 機械経費・製品単価・補助材料費が増加したため ☒ : 作業人員が増加したため ☒ : 仮設費が増加したため ☒ : 施工日数が延長したため ☒ : 施工量が想定数量より少なかったため ☒ : 維持管理費の増加が見込まれるため
	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 【コメント】	優れていた点 ☒ : 施工日数が短縮したため ☒ : 工程計画が組みやすかったため ☒ : 予定工程どおりに進捗したため ☒ : 施工性が向上したため ☒ : 仮設が減少したため ☒ : 維持管理にかかる日数の減少が見込まれるため	劣っていた点 ☒ : 施工日数が延長したため ☒ : 工程計画が組みづかったため ☒ : 予定工程どおりに進捗しなかったため ☒ : 施工性が劣るため ☒ : 仮設が増加したため ☒ : 維持管理にかかる日数の増加が見込まれるため

品質・出来形	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる 1 2 4 5			優れていた点 劣っていた点	☒ : 品質が向上したため ☒ : 出来形・精度が向上したため ☒ : 耐久性が向上する構造になったため ☒ : 品質・出来形の管理項目が減少したため ☒ : 品質・出来形の管理頻度が減少したため
	【コメント】	☒ : 品質が低下したため ☒ : 出来形・精度が低下したため ☒ : 耐久性が劣る構造になったため ☒ : 品質・出来形の管理項目が増加したため ☒ : 品質・出来形の管理頻度が増加したため				
安全性	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる 1 2 4 5			優れていた点 劣っていた点	☒ : 墜落・転落事故の危険性が減少したため ☒ : 重機災害の危険性が減少したため ☒ : 飛来・落下物災害の危険性が減少したため ☒ : 作業環境(暗がり・騒音・狭所作業等)が向上したため ☒ : 危険物の取扱が減少したため
	【コメント】	☒ : 墜落・転落事故の危険性が増加したため ☒ : 重機災害の危険性が増加したため ☒ : 飛来・落下物災害の危険性が増加したため ☒ : 作業環境(暗がり・騒音・狭所作業等)が悪化したため ☒ : 危険物の取扱が増加したため				
施工性	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる 1 2 4 5			優れていた点 劣っていた点	☒ : 現場での施工が減少したため ☒ : 仮設工が減少したため ☒ : 作業員の作業が容易になったため ☒ : 熟練度に依存した作業が減少したため ☒ : 施工の機械化が向上したため ☒ : 施工時の制約条件が減少したため
	【コメント】	☒ : 現場での施工が増加したため ☒ : 仮設工が増加したため ☒ : 作業員の手間が増えたため ☒ : 熟練度に依存した作業が増加したため ☒ : 施工の機械化が低下したため ☒ : 施工時の制約条件が増加したため				
環境	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる 1 2 4 5			優れていた点 劣っていた点	☒ : 周辺環境への影響(大気・土壌・水質汚染)が減少したため ☒ : 騒音・振動・粉塵等作業環境が改善したため ☒ : 周辺の自然・生態環境・景観との調和が向上したため ☒ : 産業廃棄物の発生量が減少したため(リサイクル性が向上したため) ☒ : 省エネルギー・省資源化が向上したため
	【コメント】	☒ : 周辺環境への影響(大気・土壌・水質汚染)が悪化したため ☒ : 騒音・振動・粉塵等作業環境が悪化したため ☒ : 周辺の自然・生態環境・景観との調和が低下したため ☒ : 産業廃棄物の発生量が増加したため(リサイクル性が低下したため) ☒ : 省エネルギー・省資源化が低下したため				
その他(自由設定)	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる 1 2 4 5			*上記の6項目の他に、評価事項がある場合に本項目にて評価を行って下さい。 優れていた点、劣っていた点はコメント欄へ具体的に記載して下さい。	
	【コメント】					

その他 (自由設定)	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である			* 上記の6項目の他に、評価事項がある場合に本項目にて評価を行って下さい。 優れていた点、劣っていた点はコメント欄へ具体的に記載して下さい。
		従来技術より劣る	同等	従来技術より優れる	
	☐ 1	☐ 2	☐ 4	☐ 5	
	【コメント】				
【総合的所見】 NETI 掲載情報の『期待される効果』に対して、活用した結果はどうでしたか					
優れていた所					
劣っていた所					
留意する所					
当該現場ではNETI 掲載情報の「比較する従来技術」は適切でしたか。					
☐ 適切であった		☐ 適切でなかった		適切でなかった場合、どんな従来技術と比較したらよいか、従来技術名を記入してください。 ()	
今後、当該技術を活用できる工事の場合に活用しますか。					
☐ 今後も是非活用したい		☐ 活用を検討したい		☐ 場合によっては活用することもある	
技術の改良を強く望む ☐					
理由：					
当該技術について改良点・要望・その他ご意見がありましたら自由に記入してください。					
改良点・要望					

活用効果調査表（施工者用）

①全ての調査項目について調査を行って下さい。

但し、記入者が評価に関係ないと判断した調査項目があれば「当該技術に関連しない項目である」にチェックして下さい。

その場合は、当該調査項目の評価は必要ありません。また、コメント欄にその理由を必ず記入して下さい。

大幅に劣る	劣る	同等	優れる	大幅に優れる
1	2	3	4	5

【ポイント】

活用した新技術が、従来技術に比べて「優れる」か、「同等」か、「劣る」かを判断してから、どの程度優れているのか、どの程

③調査項目の追加が必要な場合はその他(自由設定)欄に記載して下さい。

④調査項目毎に、「優れていた点」「劣っていた点」をチェックして下さい。（複数チェックすることも可能です。）

チェックを入れた場合はその補足説明をコメント欄に記入して下さい。また、チェックを入れなかった場合についても、その理由をコメント欄の記入して下さい。

⑤コメント欄には、効果調査の理由を必ず記入して下さい。また、当該技術を活用及び活用検討する上での留意事項等を記入して下さい。

記入内容は、効果調査の理由や評価の視点でチェックした内容と必ず整合を図って下さい。

会社名（所属）			
記入者氏名		連絡先（TEL）	
新技術名称		NETI番号	
比較する従来技術			
工事名			
調 査 項 目		調 査 の 視 点	
経済性	効果調査 ☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 【コメント】	優れていた点 ☒ 機械経費・製品単価・補助材料費が減少したため ☒ 作業人員が減少したため ☒ 仮設費が減少したため ☒ 施工日数が短縮したため ☒ 施工量が想定数量より多かったため ☒ 維持管理費の減少が見込まれるため	劣っていた点 ☒ 機械経費・製品単価・補助材料費が増加したため ☒ 作業人員が増加したため ☒ 仮設費が増加したため ☒ 施工日数が延長したため ☒ 施工量が想定数量より少なかったため ☒ 維持管理費の増加が見込まれるため
	工 程	優れていた点 ☒ 施工日数が短縮したため ☒ 工程計画が組みやすかったため ☒ 予定工程どおりに進捗したため ☒ 施工性が向上したため ☒ 仮設が減少したため ☒ 維持管理にかかる日数の減少が見込まれるため	劣っていた点 ☒ 施工日数が延長したため ☒ 工程計画が組みづらかったため ☒ 予定工程どおりに進捗しなかったため ☒ 施工性が劣るため ☒ 仮設が増加したため ☒ 維持管理にかかる日数の増加が見込まれるため
品質・出来形	効果調査 ☐ 当該技術に関連しない評価項目である 従来技術より劣る 同等 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 【コメント】	優れていた点 ☒ 品質が向上したため ☒ 出来形・精度が向上したため ☒ 耐久性が向上する構造になったため ☒ 品質・出来形の管理項目が減少したため ☒ 品質・出来形の管理頻度が減少したため	劣っていた点 ☒ 品質が低下したため ☒ 出来形・精度が低下したため ☒ 耐久性が劣る構造になったため ☒ 品質・出来形の管理項目が増加したため ☒ 品質・出来形の管理頻度が増加したため
	安 全 性	優れていた点 ☒ 墜落・転落事故の危険性が減少したため ☒ 重機災害の危険性が減少したため ☒ 飛来・落下物災害の危険性が減少したため ☒ 作業環境（暗がり・騒音・狭所作業等）が向上したため ☒ 危険物の取扱が減少したため	劣っていた点 ☒ 墜落・転落事故の危険性が増加したため ☒ 重機災害の危険性が増加したため ☒ 飛来・落下物災害の危険性が増加したため ☒ 作業環境（暗がり・騒音・狭所作業等）が悪化したため ☒ 危険物の取扱が増加したため

施 工 性	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である ☐ 従来技術より劣る ☐ 同等 ☐ 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 4 ☐ 5			優れていた点 ☒ : 現場での施工が減少したため ☒ : 仮設工が減少したため ☒ : 作業員の作業が容易になったため ☒ : 熟練度に依存した作業が減少したため ☒ : 施工の機械化が向上したため ☒ : 施工時の制約条件が減少したため
	【コメント】				劣っていた点 ☒ : 現場での施工が増加したため ☒ : 仮設工が増加したため ☒ : 作業員の手間が増えたため ☒ : 熟練度に依存した作業が増加したため ☒ : 施工の機械化が低下したため ☒ : 施工時の制約条件が増加したため
環 境	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である ☐ 従来技術より劣る ☐ 同等 ☐ 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 4 ☐ 5			優れていた点 ☒ : 周辺環境への影響(大気・土壌・水質汚染)が減少したため ☒ : 騒音・振動・粉塵等作業環境が改善したため ☒ : 周辺の自然・生態環境・景観との調和が向上したため ☒ : 産業廃棄物の発生量が減少したため(リサイクル性が向上したため) ☒ : 省エネルギー・省資源化が向上したため
	【コメント】				劣っていた点 ☒ : 周辺環境への影響(大気・土壌・水質汚染)が悪化したため ☒ : 騒音・振動・粉塵等作業環境が悪化したため ☒ : 周辺の自然・生態環境・景観との調和が低下したため ☒ : 産業廃棄物の発生量が増加したため(リサイクル性が低下したため) ☒ : 省エネルギー・省資源化が低下したため
その他(自由設定)	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である ☐ 従来技術より劣る ☐ 同等 ☐ 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 4 ☐ 5			* 上記の6項目の他に、評価事項がある場合に本項目にて評価を行って下さい。 優れていた点、劣っていた点はコメント欄へ具体的に記載して下さい。
その他(自由設定)	【コメント】				
その他(自由設定)	効果調査	☐ 当該技術に関連しない評価項目である ☐ 従来技術より劣る ☐ 同等 ☐ 従来技術より優れる ☐ 1 ☐ 2 ☐ 4 ☐ 5			* 上記の6項目の他に、評価事項がある場合に本項目にて評価を行って下さい。 優れていた点、劣っていた点はコメント欄へ具体的に記載して下さい。
その他(自由設定)	【コメント】				

【総合的所見】 NETI掲載情報の『期待される効果』に対して、活用した結果はどうでしたか	
優れていた所	
劣っていた所	
留意する所	
【施工状況等の写真】	
当該現場ではNETI掲載情報の「比較する従来技術」は適切でしたか。	
☐ 適切であった	☐ 適切でなかった 適切でなかった場合、どんな従来技術と比較したらよいか、従来技術名を記入してください。 ()
今後、当該技術を活用できる工事の場合に活用しますか。	
☐ 今後でも是非活用したい	☒ 活用を検討したい ☐ 場合によっては活用することもある ☐ 技術の改良を強く望む
理 由：	
当該技術について改良点・要望・その他ご意見がありましたら自由に記入してください。	
改良点・要望	

申請書類

公共工事等における新技術活用システム

試行申請書

平成 年 月 日

国土交通省

____地方整備局長　／　北海道開発局長
殿

20

公共工事等における新技術活用システム 試行希望調書

技術名称	新技術名称を記入						
会社名	会社名を記入						
記入者氏名	(通常、実務担当者とする)	記入年月日	平成	18	年	月	日

1. 試行を希望する工事の内容、条件および範囲について伺います。

(1) 主たる評価項目	様式2などに記載して頂いている技術の有用性のうち、試行において特に評価項目としたい内容について記入		
(2) 直轄事業への適用分野 (選択はいくつでも) [右記チェックボックスにより選択]	☐ 河川 ☐ ダム ☐ 砂防 ☐ 道路 ☐ 港湾 ☐ 建築 ☐ 電気 ☐ その他 上記で“その他”にチェックされた場合は、該当する「分野」を記入		
(3) 工種・工事の内容	様式2に記載された“分類1”で工事内容が判断出来る場合は“分類1”を記入 判断が困難な(希望を反映出来ない)場合は、具体的な“工事内容”を記入		
(4) 施工現場の条件	申請技術の適用範囲、有効性、評価項目などを考慮し、その条件を記入 ただし、条件の設定に際しては、様式-2の記載内容(適用条件等)と整合を図ること		
(5) 試行規模 の範囲	上限値	貴社の費用負担、技術の施工能力、国交省発注における常識的な施工規模、などから勘案した施工数量の上限値	
	下限値	試行調査において評価を行うのに妥当なデータを取得できる規模、コスト等を考慮した規模などから勘案した施工数量の下限値	
(6) 対応可能地域(国交省管轄) (選択はいくつでも) [右記チェックボックスにより選択]	☐ 北海道開発局 ☐ 東北地整 ☐ 関東地整 ☐ 北陸地整 ☐ 中部地整 ☐ 近畿地整 ☐ 中国地整 ☐ 四国地整 ☐ 九州地整 ☐ 沖縄総合事務局 その他(上記に該当しない範囲設定や、選択地域の内に対応出来ない場所)		
(7) その他の条件	上記以外で試行に際しての特筆すべき条件を記入		

2. 上記1. の工事において予想される不具合とその対応について伺います。(予想される不具合を全て記載)

(1) 工事中において予想される不具合とその対応	
① 予想される不具合	申請技術の適用期間中(施工中・調査中・試験中)において発生が考えられる不具合を記入
② 代替手段について	①の不具合により申請技術での施工が困難となった場合、申請技術以外での代替手段を記入
③ やり直しに要する時間	②の代替手段を実施するにあたっての、おおよその時間、日数を記入
④ 社会的影響など	上記の不具合により考えられる影響などを記入
(2) 工事完了後に予想される不具合とその対応	
① 予想される不具合	申請技術の適用期間後(施工後・調査後・試験後)において発生が考えられる不具合を記入
② 代替手段について	①の不具合に対処するために、申請技術以外で考えられる代替手段を記入
③ やり直しに要する時間	②の代替手段を実施するにあたっての、おおよその時間、日数を記入
④ 社会的影響など	上記の不具合により考えられる影響などを記入

3. 上記1(5)試行規模の範囲において、申請技術と従来技術による分割施工の可否について伺います。	
(1) 試行しようとする申請技術と従来技術等とは分割しての施工が可能か [下記ラジオボタンにより選択]	
☒ 不可・困難・・・下記(2)にその理由を記入	☐ 可能・・・下記(2)に分割施工時の条件を記入
(2) 分割して施工する場合の条件等(または、分割施工出来ない理由)	
分割することによる施工条件や追加して施工しなければならない作業などについて記入	
4. 申請技術を試行する際における貴社の費用負担の考え方について伺います。	
(1) 試行工事における申請者の費用負担(官積額を超える部分)の上限額	
具体的な金額または費用負担の考え方について記入	
(2) 試行調査における申請者の費用負担(申請者で準備する調査機材及び人員調達など)の上限額	
(1)に含まれている場合はその旨を、含まれない場合は(1)同様に記入	
(3) 申請技術に伴い不具合が発生した場合、手直し等に要する費用確保の考え方	
(1)に含まれている場合はその旨を、含まれない場合はその考え方を記入	
5. その他	
(1) 本試行および特許・実用新案の内容について共同研究開発者からの同意。その他、係争に関わる事項について伺います。	
共同研究開発者が申請技術を本調査の記載内容のとおり、試行を希望することについて同意済みである旨を記入 類似技術等の開発者などとの間に係争中または係争が予測される場合は内容を記入	
(2) その他	
その他、試行をするうえで特筆すべき事項について記入	

新技術活用計画書・実施報告書

計画書作成段階においては太枠内（「施工概要」～「作業環境」）の欄については記載の必要はありません。

調査表は1技術につき1枚作成してください（発注者と施工者が同一様式に記入してください）。

同一工事内で複数の技術を活用した場合、技術毎に作成してください。

複数の工事で同じ技術を活用した場合、工事毎に調査表を作成してください。

新技術名称		NETI番号	
比較する従来技術			
整備局名	事務所名	受注者名	
工事名	契約額（円）		
活用等の型	☐ 試行申請型（発注者指定） ☐ 試行申請型（契約後提案） ☐ 発注者指定型 ☐ 施工者希望型（契約前提案） ☐ 施工者希望型（契約後提案） ☐ フィールド提供型		
工事期間	自 年 月 日	新技術施工期間	自 年 月 日
	至 年 月 日		至 年 月 日
施工場所			
施工概要	内容		
	対象数量		
	新技術使用箇所		
	現場条件 周辺状況(病院、学校、鉄塔の有無等) 自然環境(騒音、振動、水質等)		
	現場施工条件		
施工上で重大な障害や問題が生じましたか。	☐ 無 ☐ 有	障害の内容 	作業環境 ☐ 陸上作業 ☐ 水上作業 ☐ 地下作業 ☐ 水中作業 ☐ 高所作業
活用理由	活用理由の該当項目にチェック		
	コメント		
	☐ 経済性		
	☐ 工程		
	☐ 品質・出来形		
	☐ 安全性		
	☐ 施工性		
☐ 環境			
☐ その他(自由設定)			

具体的評価方法

試行実証評価

1. 試行実証評価の手順

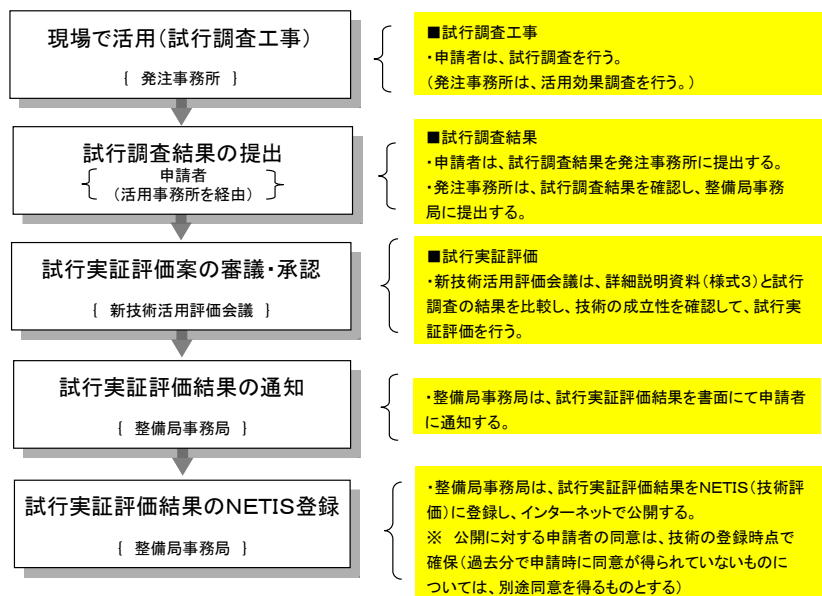


図6-1 試行実証評価のフロー

2. 試行実証評価の実施時期

現場で試行調査が行われ、試行調査結果が提出された段階で速やかに実施

3. 評価基準

表6-1 試行実証評価の評価基準

評価区分	評価基準
○	詳細説明資料(様式3)の「実証により確認した数値等」に比較して、同等またはそれ以上。
△	詳細説明資料(様式3)の「実証により確認した数値等」に達しないが、「現行基準値等」を満足する。
×	詳細説明資料(様式3)の「現行基準値等」(「現行基準値等」が設定されていない評価項目については、「実証により確認した数値等」)に達しない。
—	詳細説明資料(様式3)の「実証により確認した数値等」を確認できない。

注)「現行基準値等」が設定されていない評価項目については、評価区分の「△」を適用しない。

注)「×」が1つでもある場合には、技術として成立していない。

注)「×」がない場合における「—」の取扱いについては、新技術活用評価会議による。

活用効果評価

1. 活用効果評価の手順

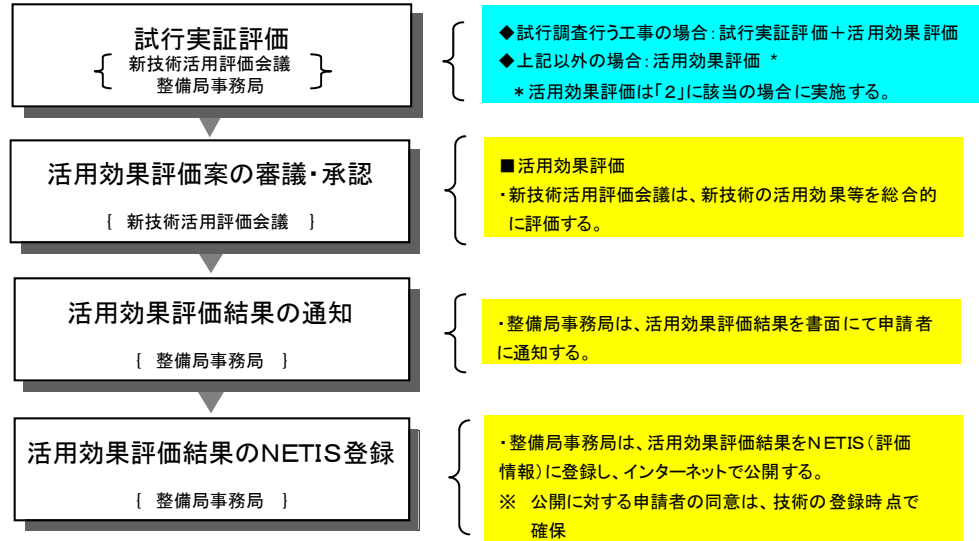


図6－2 活用効果評価の内容と流れ

2. 活用効果評価の実施時期

試行申請型、フィールド提供型及びテーマ設定型（技術公募）の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、速やかに実施する。

<1回目>

- ・試行調査及び活用効果調査を実施した場合。

<2回目以降>

- ・活用効果調査の件数が累積で5件以上ある場合。

（3回目以降は発注者指定型及び施工者希望型の<2回目以降>と同様とする。）

発注者指定型及び施工者希望型の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、実施する。

<1回目>

- ・活用効果調査の件数が5件以上ある場合。

<2回目以降>

- ・活用効果評価の結果、継続調査等の対象となった新技术については、当該技術の前回の活用効果評価が行われた日から起算して1年以上経過し、新たな活用効果調査結果が10件以上蓄積した場合。
- ・追跡調査の活用効果評価は、前回の評価時に評価会議が定めた実施時期、必要件数に達した場合。
- ・評価会議において従来技術の変更が必要と判断され、その後新たな活用効果調査結果が10件以上蓄積した場合。

表6-2 活用効果評価の実施時期

活用の型	活用効果評価の回数	活用効果調査の件数	活用効果評価の実施時期
試行申請型 フィールド提供型	1 回目の活用効果評価	1 件以上	試行調査後、速やかに実施
テーマ設定型 (技術公募)	2 回目の活用効果評価	5 件以上 (累積)	速やかに実施

※3 回目以降は発注者指定型及び施工者希望型の＜2回目以降＞と同様とする。

活用の型	活用効果評価の回数	活用効果調査の件数	活用効果評価の実施時期
発注者指定型 施工者希望型	1 回目の活用効果評価	5 件以上	速やかに実施
	2 回目以降 の活用効果評価	10 件以上 (前回の活用効果評価から)	・活用効果評価の結果、継続調査等の対象となった新技術については、当該技術の前回の活用効果評価が行われた日から起算して1年以上経過し、新たな活用効果調査結果が10 件以上蓄積した場合速やかに実施 ・追跡調査の活用効果評価は、前回の評価時に評価会議が定めた実施時期、必要件数に達した場合速やかに実施 ・評価会議において従来技術の変更が必要と判断され、その後新たな活用効果調査結果が10 件以上蓄積した場合速やかに実施

※第三者機関の評価(技術審査証明書等)により成立性が確認されている場合は活用効果調査の件数が5件以上あるものと同等として扱い、活用効果調査の件数が1 件以上で、NETIS 申請者からの申請がある場合は、活用効果評価を実施できるものとする。

公共工事等における新技術活用システム

事前審査結果・事後評価結果の公表への異議申立書

平成 年 月 日

国土交通省

— 地方整備局長 / 北海道開発局長

殿

ふりがな
会 社 名

法人印

ふりがな
代表者氏名

公 印

所 在 地

電 話

事前審査結果・事後評価結果の公表について、実施要領に基づき、次のとおり異議申し立てをします。

登録技術名及び NETIS 登録番号	
事前審査結果・事後 評価結果の通知 年月日	
異議申立の内容	
異議申立の理由	
備 考	

〔作成日 H18.7.14 〕

様式VI-4

公共工事等における新技術活用システム
事後評価結果に関する不服申請書

平成 年 月 日

国土交通省

— 地方整備局長 / 北海道開発局長

殿

ふりがな
会社名

法人印

ふりがな
代表者氏名

公印

所在地

電話

事前審査結果・事後評価結果について、実施要領に基づき、次のとおり不服申請をします。

登録技術名及び NETIS 登録番号	
事前審査結果 ・事後評価結果への 要求書等に対する 回答通知年月日	
不服申請の内容	
不服申請の理由	
備考	

〔作成日 H18.7.14〕

公共工事等における新技術活用システム
推奨技術等の取り扱いに関する同意書

平成 年 月 日

新技術活用システム検討会議
事務局 御中

ふりがな
会社名
ふりがな
代表者氏名
所在地
電話

法人印

公 印

推奨技術・準推奨技術に選定された下記技術の取り扱いについて、本様式の裏面に記載する「1. 推奨技術等の取り扱いについて」、及び「2. 免責事項等」に同意します。

記

1. 技術名称：
2. NETIS登録番号：

【裏面】

1. 推奨技術等の取り扱いについて

新技術活用システム検討会議（国土交通省）（以下、システム検討会議（本省）という）は、画期的な新技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な新技術を対象に「推奨技術」等の選定を行い、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行うものとする。

（１）対象となる技術

選考対象技術のうち、選考要件に照らして推奨すべき技術としてシステム検討会議（本省）が選定するもの。選考の対象となる技術、選考要件は以下のとおり。

＜選考対象技術＞

NETIS 登録技術のうち活用効果評価が実施された技術であって、選考要件のいずれかに合致する画期的な技術として以下の者の推薦のある技術

- ① 評価会議（整備局等）が、「活用促進技術」等のうち、主として現場における改善効果、将来性等の観点から推薦する技術
- ② 関係研究機関又は第三者機関等が、主として技術の画期性等の観点から推薦する技術
- ③ その他システム検討会議（本省）の委員が推薦する技術

＜選考要件＞

- ① 当該技術の活用により、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される
- ② 従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待される
- ③ 技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できる
（現状では、当該技術の適用範囲において活用の効果が従来技術と同程度以上であることを最低要件とする。）
- ④ 技術内容が独創的である等、国際的に先端に行く技術又は先進諸国への技術展開が期待される技術である
- ⑤ 技術内容の応用性、適用性、普遍性が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資する
- ⑥ 一般化・標準化に向けて活用を促すべき技術である

（２）実施形態

システム検討会議（本省）は、申請情報、評価情報等に基づき、推奨すべき技術がある場合は、当該技術を「〇〇年度 推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 準推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」として選定する。

システム検討会議（本省）は、推奨技術等の選考を年１回実施する（該当なしも可）。

「推奨技術」、「準推奨技術」となった技術については、活用の実績等についてフォローアップを行う。

2. 免責事項等（案）

- ・「推奨技術」「準推奨技術」は、国土交通省の新技術活用システム検討会議において、画期的な新技術に対する評価を行うことにより、公共工

事等に関する技術の水準を高め、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行うことを目的に選定するものであり、当該技術に関する証明、認証その他なんら技術の裏づけを行うものではないこと。

- ・公共事業等において、発注者等が「推奨技術」「準推奨技術」に選定された技術を採用するにあたっては、採用する者が現場毎の条件においての当該技術の適合性等を十分に検討して採用するものであり、「推奨技術」「準推奨技術」であることにより、当該技術の活用の実施が保証されるといった性格のものでないこと。
- ・直轄以外で「推奨技術」「準推奨技術」となった技術を採用した工事等において、事故、不具合等が生じた場合にあっては、新技術活用システム検討会議ならびに国土交通省は何らの責任を有しないこと。
- ・「推奨技術」「準推奨技術」となった技術が、次のいずれかに該当する場合、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領 3.5.2 に基づき、「推奨技術」「準推奨技術」の選定を過去に遡り取り消されること。

- ① 当該技術が、実施要領に定める「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」に該当すると整備局等が確認したとき
- ② NETIS 申請者が提出された同意書等に違反したとき
- ③ その他、システム検討会議（本省）が「推奨技術」「準推奨技術」として相応しくないと判断したとき

この場合、システム検討会議（本省）事務局は、選定が取り消された旨を当該技術の NETIS 申請者に通知するものとする。

NETIS 申請者は、通知後、「〇〇年度 推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」又は「〇〇年度 準推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」という名称を使用してはならず、これに違反して生じた問題については、NETIS 申請者がすべての責を負うものとする。

また、システム検討会議（本省）事務局は、NETIS（評価情報）に登録されている推奨技術としての記載を削除するものとする。

上記の①、②、③について疑義があるとき又は当該技術に関して法律上の係争が生じたときは、システム検討会議（本省）又はシステム検討会議（本省）事務局は、NETIS 申請者に対して事実関係等について確認できるものとし、システム検討会議（本省）は、その疑義又は係争が解消するまでの間、NETIS 申請者による「推奨技術」「準推奨技術」の名称の使用の中止、NETIS（評価情報）に登録されている推奨技術としての記載の中止等の措置を講じるものとする。

ただし、NETIS 申請者から疑義の解消の根拠となる資料や係争が終結し問題が解消した根拠となる資料が提出され、システム検討会議（本省）が認めた場合は、上記の措置を解除するものとする。